



選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和8年4月12日執行

練馬区長選挙・練馬区議会議員補欠選挙
候補者

記

ポスター作成業者 の氏名又は名称及び 住所並びに法人に あっては、その 代表者の氏名	氏名又は 名 称	
	住 所	
	法人の代表 者の氏名	
作成枚数		枚
作成金額		円
ポスター掲示場数		か所

備 考 (裏面を参照のこと)

備 考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が区に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、区に支払を請求することができません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

ポスター掲示場数 (585箇所) 以内

(2) 限 度 額

1,047円×確認を受けた作成枚数=限度額

【単価の算出方法】

$$\frac{293,440円 + 30円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 316,250円}{\text{ポスター掲示場数}}$$

※1円未満の端数は1円とする

$$\left[\begin{array}{l} \text{【練馬区の場合】} \\ \frac{293,440円 + 30円73銭 \times 85 + 316,250円}{585} \end{array} \right]$$